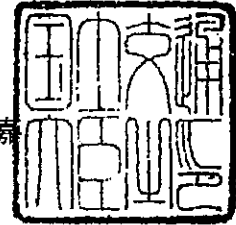


認定書

国住指第 539 号
令和 3 年 4 月 28 日

アイカ工業株式会社
代表取締役 社長執行役員 小野 勇治 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

PC030BE-0789-2

2. 認定をした構造方法等の名称

セルローズファイバー充てん／鋼板・けい酸カルシウム板表張／内装材〔木質系ボード、セメント板、せっこうボード又は火山性ガラス質複層板〕裏張
／木製軸組造外壁

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名：

セルローズファイバー充てん／鋼板・けい酸カルシウム板表張／内装材〔木質系ボード、セメント板、せっこうボード又は火山性ガラス質複層板〕裏張／木製軸組造外壁

2. 仕様の寸法：

仕様の寸法を表1に示す。

表1 仕様の寸法

項 目		仕 様
壁の高さ		構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法
壁の厚さ	真壁	114.8mm以上
	大壁	123.8mm以上
柱、間柱間隔		500mm以下
壁の構造		真壁又は大壁

3. 仕様の主構成材料：
仕様の主構成材料を表2に示す。

表2 仕様の主構成材料

項目	仕様	
	真壁	大壁
柱(荷重支持部材)	材料：①又は② ①日本農林規格に適合する針葉樹の構造用製材又は構造用集成材 ②平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材 寸法：105×105mm以上 密度：0.40(±0.04)g/cm ³ 以上 欠き込む場合： 欠き込み深さ 25mm以下 欠き込み幅 内装材の厚さ+0.5mm	材料、寸法、密度：同左 欠き込みなし
間柱	材料：①又は② ①日本農林規格に適合する針葉樹の構造用製材又は構造用集成材 ②平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材 密度：0.40(±0.04)g/cm ³ 以上 寸法：45×75mm以上(目地部) 30×75mm以上(一般部)	材料、密度：同左 寸法： 45×105mm以上(目地部) 30×105mm以上(一般部)
外装材	材料：①～⑦の一 ①塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312) ②塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3318) ③塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322) ①～③の塗装の有機質量：47g/m ² 以下(表裏合計) ④溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) ⑤溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317) ⑥溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) ⑦溶融アルミニウムめっき鋼板(JIS G 3314) 厚さ：0.27mm以上 働き幅：750(±5)mm以下 張り方：縦張又は横張	同左

つづく

つづき

構造用面材	材料：けい酸カルシウム板(JIS A 5430) 厚さ：9.5mm以上 種類：タイプ2 1.0けい酸カルシウム板 密度：0.9～1.2g/cm ³	同左
断熱材	材料：セルローズファイバー(JIS A 9523) 厚さ：75mm以上 密度：55(±5)kg/m ³ 以上	同左
内装材	仕様：(1)～(4)の一	同左
(1)木質系ボード	材料：①～⑧の一 ①普通合板(日本農林規格に適合するもの) 厚さ：9mm以上 ②構造用合板(日本農林規格に適合するもの) 厚さ：9mm以上 ③構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) 厚さ：9mm以上 ④単板積層材(日本農林規格に適合するもの) 厚さ：9mm以上 ⑤針葉樹の造作用製材(日本農林規格に適合するもの) 厚さ：9mm以上 ⑥広葉樹製材(日本農林規格に適合するもの) 厚さ：9mm以上 ⑦MDF(JIS A 5905) 厚さ：9mm以上 ⑧パーティクルボード(JIS A 5908) 厚さ：9mm以上 ①～⑦の密度：0.46(±0.05)g/cm ³ 以上 ⑧の密度：0.55g/cm ³ 以上	

つづく

つづき

内装材	(2)セメント板	<p>材料：①～⑧の一</p> <p>①パルプセメント板(JIS A 5414) 厚さ：9mm以上</p> <p>②硬質木片セメント板(JIS A 5404) 厚さ：12mm以上</p> <p>③普通木片セメント板(JIS A 5404) 厚さ：12mm以上</p> <p>④硬質木毛セメント板(JIS A 5404) 厚さ：15mm以上</p> <p>⑤普通木毛セメント板(JIS A 5404) 厚さ：15mm以上 密度：0.46(±0.05)g/cm³以上</p> <p>⑥けい酸カルシウム板(JIS A 5430) 厚さ：9mm以上</p> <p>⑦スレートボード(JIS A 5430) 厚さ：9mm以上</p> <p>⑧スラグせっこう板(JIS A 5430) 厚さ：9mm以上</p>
	(3)せっこうボード	<p>材料：①又は②</p> <p>①せっこうボード(JIS A 6901)</p> <p>②強化せっこうボード(JIS A 6901)</p> <p>厚さ：9.5mm以上</p>
	(4)火山性ガラス質複層板	<p>材料：火山性ガラス質複層板(JIS A 5440)</p> <p>厚さ：9mm以上</p>

4. 仕様の副構成材料：

仕様の副構成材料を表3に示す。

表3 仕様の副構成材料

項目	仕様	
	真壁	大壁
胴縁	仕様：あり又はなし 材料：①～④の一 ①日本農林規格に適合する製材、集成材、単板積層材、枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 ②平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材 ③日本農林規格の品質を満足する合板又は構造用パネル ④MDF(JIS A 5905) 寸法：12×45mm以上 取付間隔：500mm以下 張り方：縦張又は横張	同左
受材	仕様：あり又はなし(柱脇部で欠き込む場合) 材料：①又は② ①日本農林規格に適合する針葉樹の構造用製材又は下地用製材 ②平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材 寸法：30×40mm以上(柱脇部) 30×75mm以上(軒桁・土台部) 密度：0.40(±0.04)g/cm ³ 以上	材料、密度：同左 寸法： 30×105mm以上(軒桁・土台部)
横受材	材料：①又は② ①日本農林規格に適合する針葉樹の構造用製材又は下地用製材 ②平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材 寸法：45×75mm以上 密度：0.40(±0.04)g/cm ³ 以上	材料、密度：同左 寸法： 45×105mm以上
防水紙	材料：①又は② ①透湿防水シート(JIS A 6111) 厚さ：0.3(±0.03)mm以下 ②透湿防水シート(アルミニウム層付き) 厚さ：基材 0.3(±0.03)mm以下 アルミニウム層 0.01mm以上	同左
吹込みシート	材料：①又は② ①ポリエステル長繊維不織布 ②なし 厚さ：0.2mm以下	同左

つづく

つづき

留付材	<p>外装材用： 材料：①～③の一 ①スクリークぎ ②リングくぎ ①及び②の寸法：胴径φ1.83×長さ32mm以上 ③ねじ 寸法：呼び径φ3.0×長さ32mm以上 材質：鋼製又はステンレス鋼製 留付位置：1)又は2) 1)外装材山部 2)外装材谷部 留付間隔：縦張の場合 鉛直方向500mm以下 水平方向500mm以下 横張の場合 鉛直方向500mm以下 水平方向500mm以下</p>	同左
	<p>胴縁用： 材料：①又は② ①くぎ 材質：鋼製又はステンレス鋼製 寸法：胴径φ2.75×長さ50mm以上 ②ねじ 材質：鋼製又はステンレス鋼製 寸法：呼び径φ3.5×長さ50mm以上 留付間隔：500mm以下</p>	同左
	<p>構造用面材用： 材料：①又は② ①鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：N50以上 ②十字穴付き木ねじ(JIS B 1112) 寸法：呼び径φ3.8×長さ40mm以上 留付間隔：外周部 100mm以下 中間部 200mm以下 留付位置：板端部より12mm以上内側</p>	同左
	<p>受材、横受材用： 材料：①又は② ①鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：N75以上 ②十字穴付き木ねじ(JIS B 1112) 寸法：呼び径φ3.8×長さ75mm以上</p>	同左

つづく

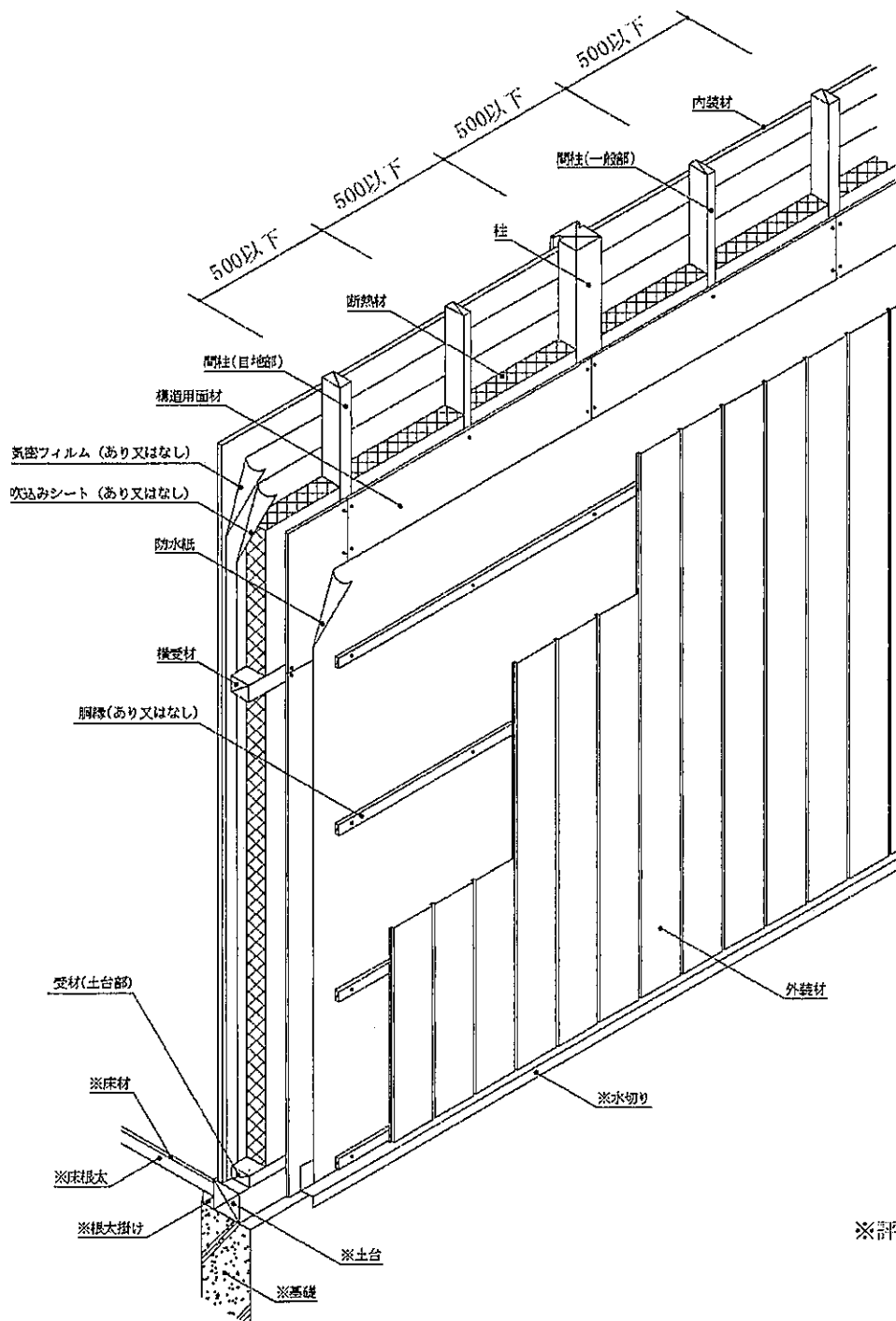
つづき

留付材	内装材用： 材料：①～③の一 ①鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：N25以上 ②せっこうボード用くぎ(JIS A 5508) 寸法：GN25以上 ③十字穴付き木ねじ(JIS B 1112) 寸法：呼び径φ3.1×長さ25mm以上 留付間隔：250mm以下	同左
気密フィルム	仕様：あり又はなし 材料：①～④の一 ①ポリエステル長繊維不織布 ②住宅用プラスチック系防湿フィルム (JIS A 6930) 材質：ポリエチレン ③包装用ポリエチレンフィルム(JIS Z 1702) ④農業用ポリエチレンフィルム(JIS K 6781) 厚さ：0.2mm以下	同左

5. 仕様の構造説明図：

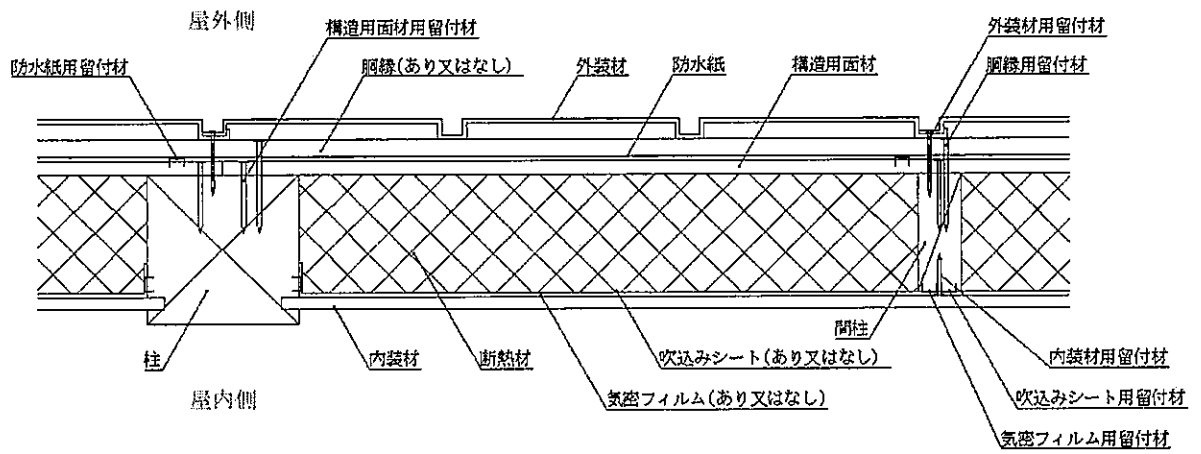
仕様の構造説明図を図1～図9に示す。

図中の単位については、特記のない限りmmとする。

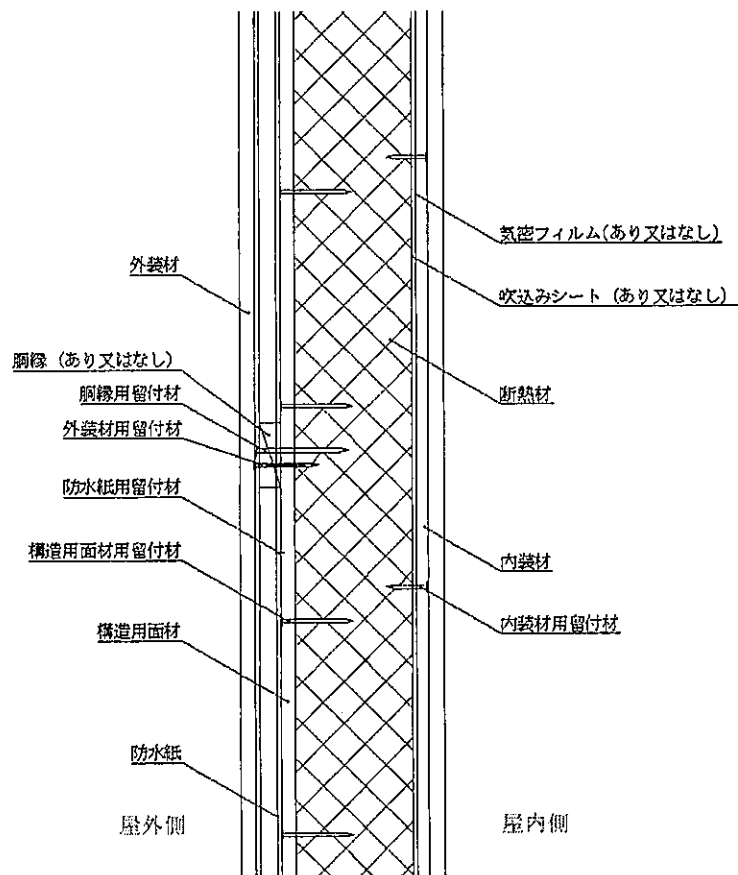


※評価対象外

透視図
 <真壁仕様・柱欠き込みあり>
 図1 構造説明図



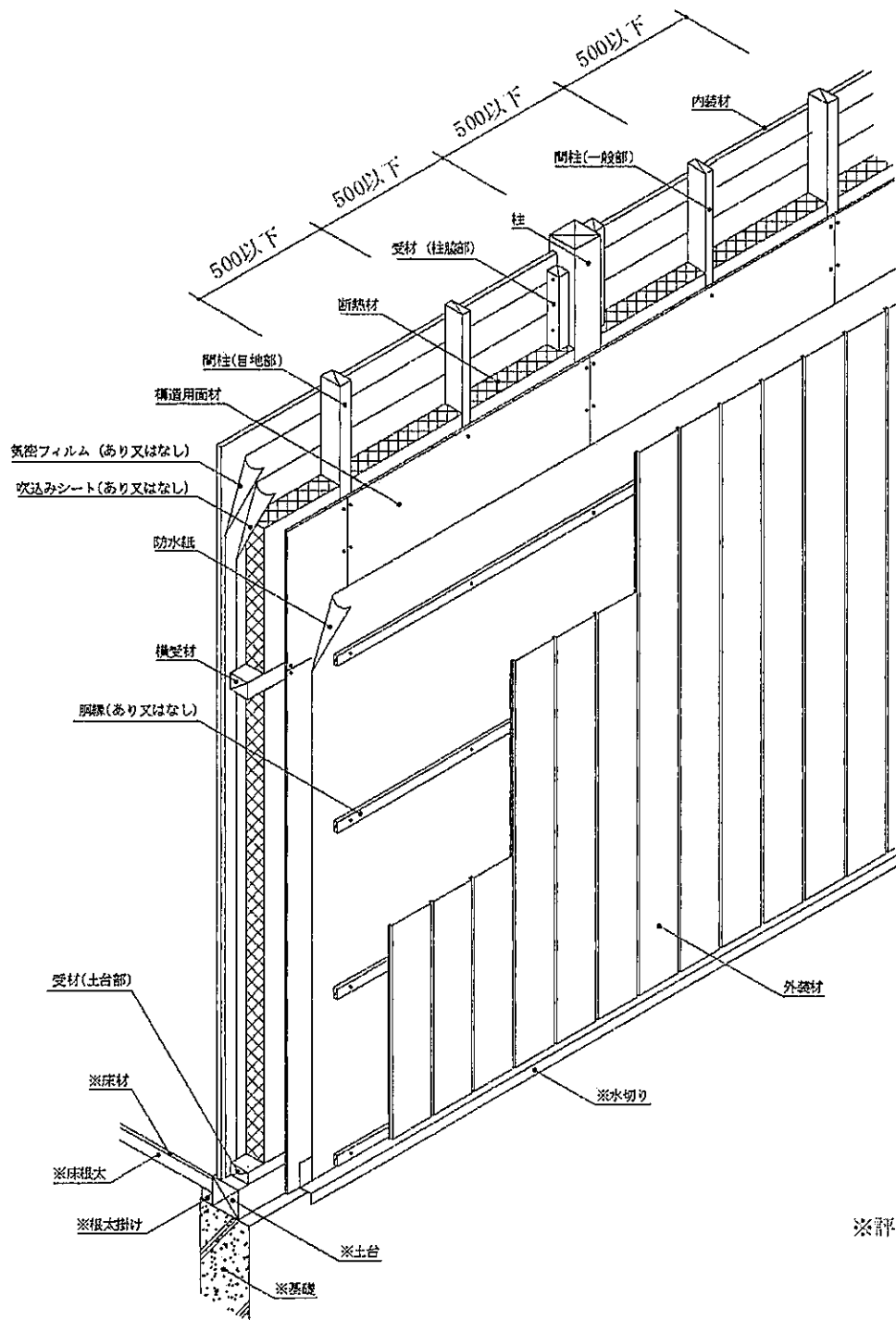
水平断面図



鉛直断面図

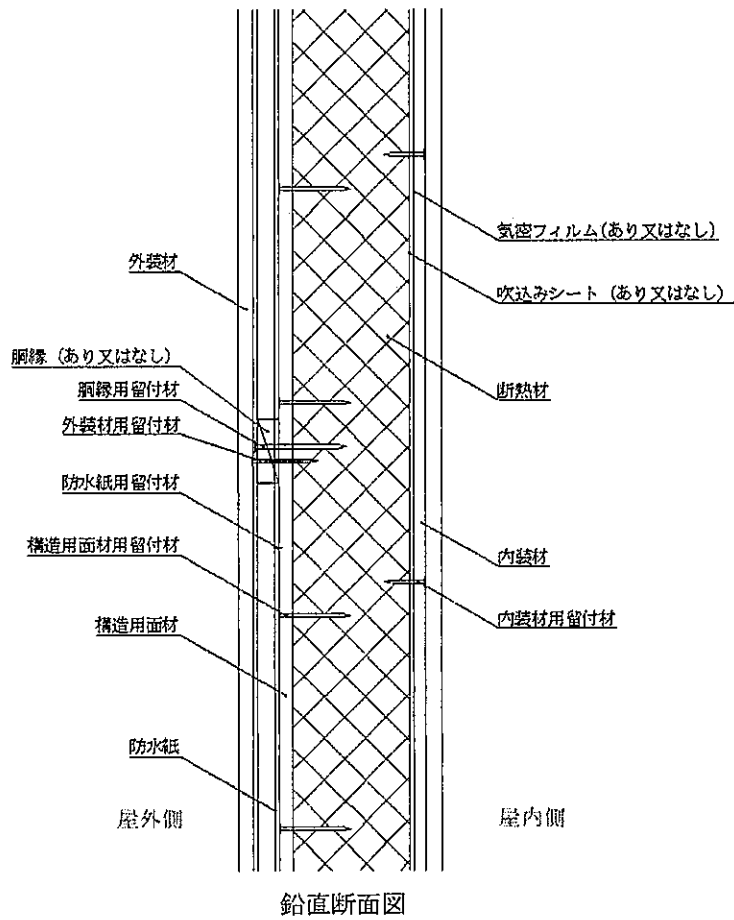
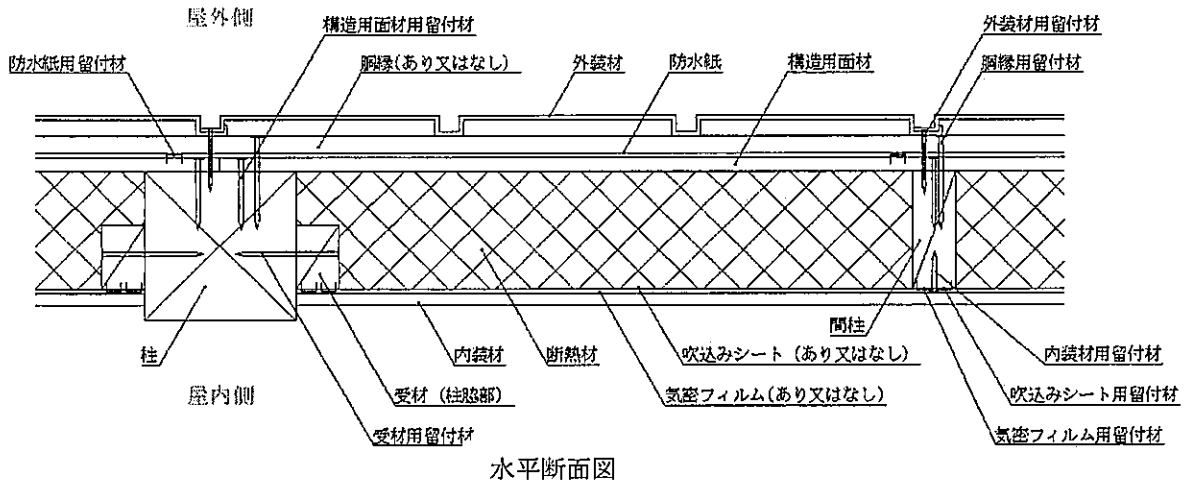
<真壁仕様・柱欠き込みあり>

図2 構造説明図

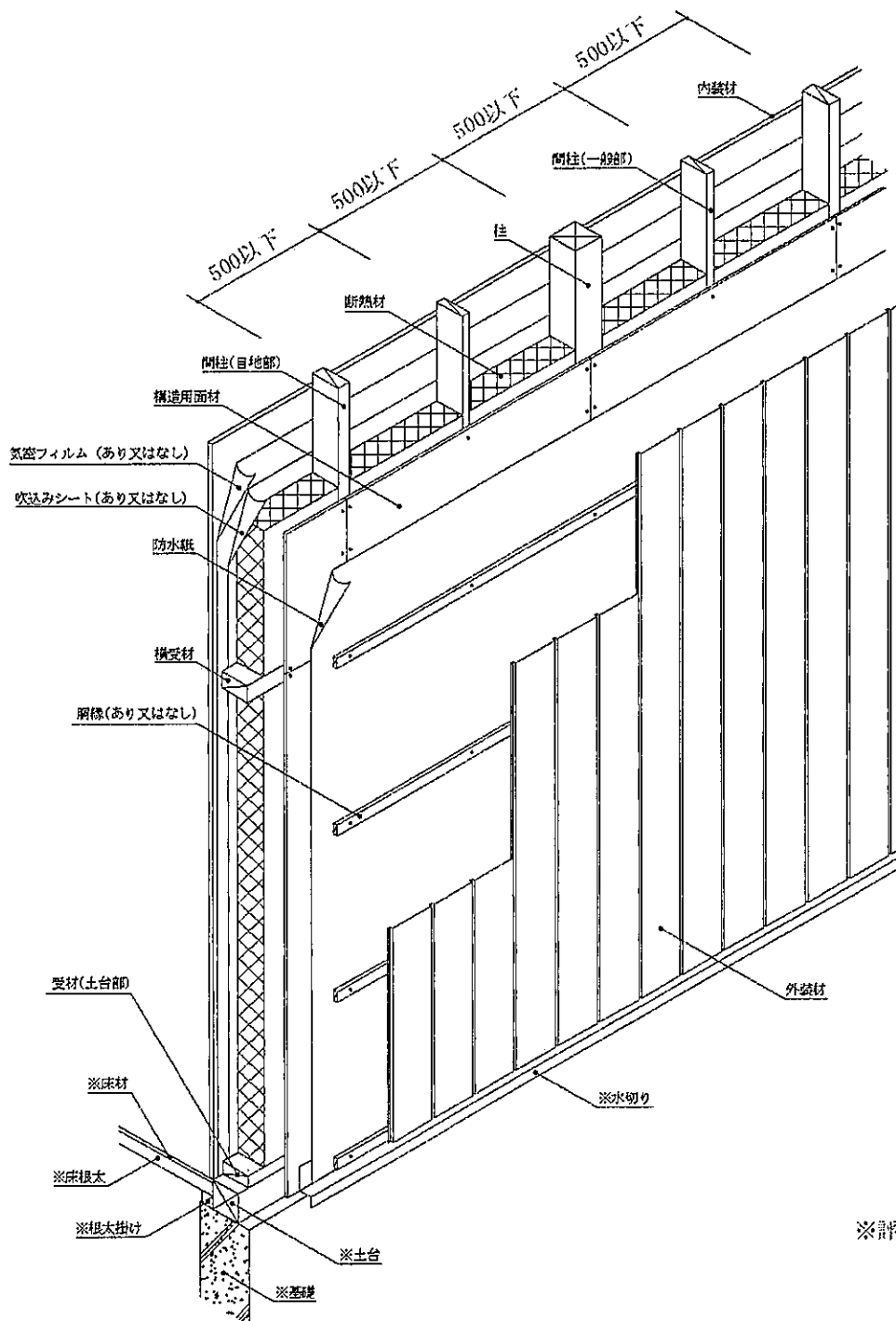


※評価対象外

透視図
 <真壁仕様・柱欠き込みなし>
 図3 構造説明図

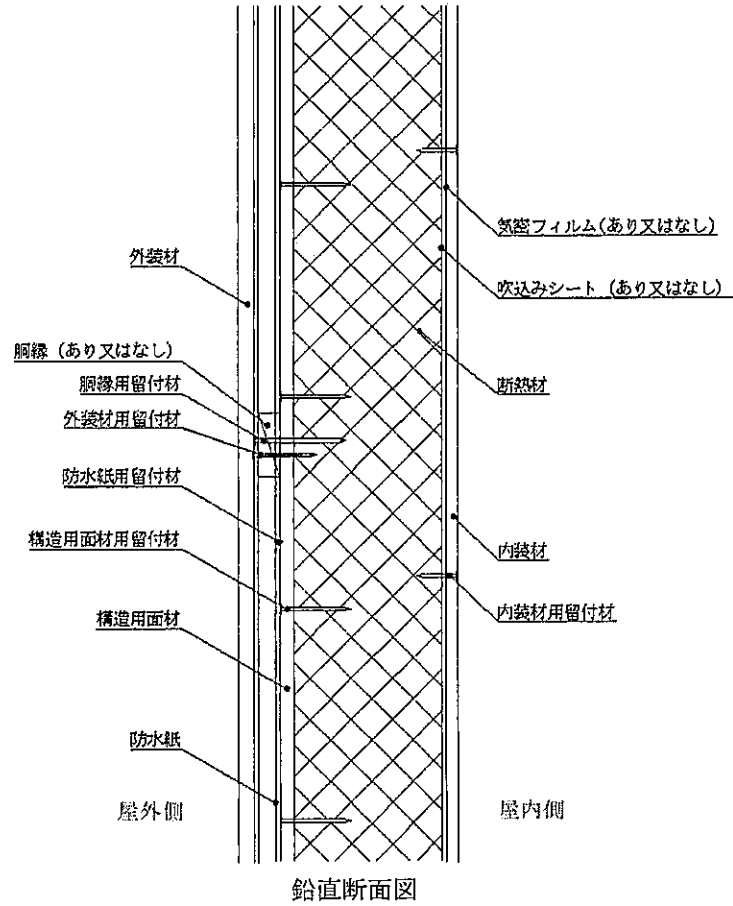
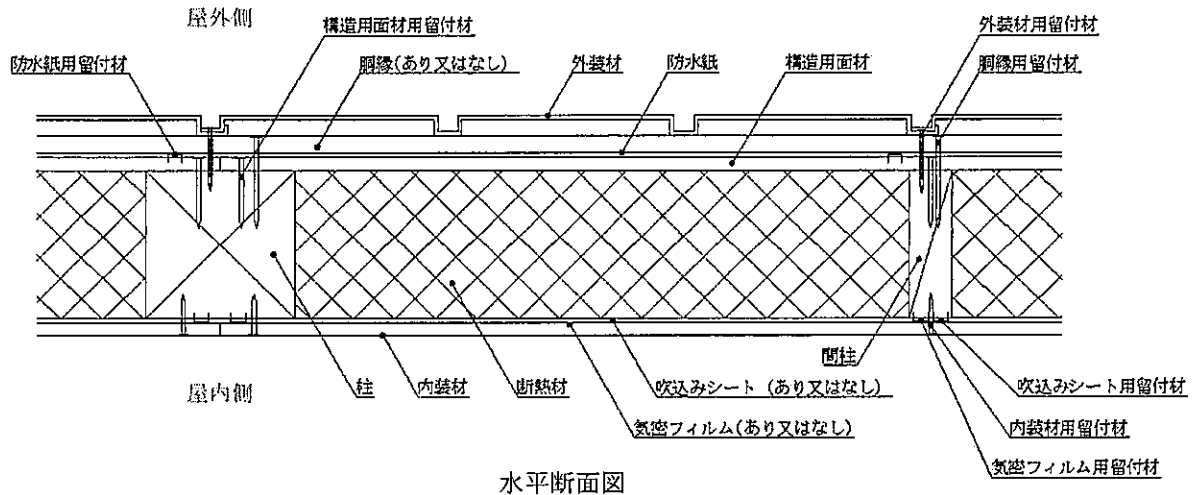


<真壁仕様・柱欠き込みなし>
 図4 構造説明図

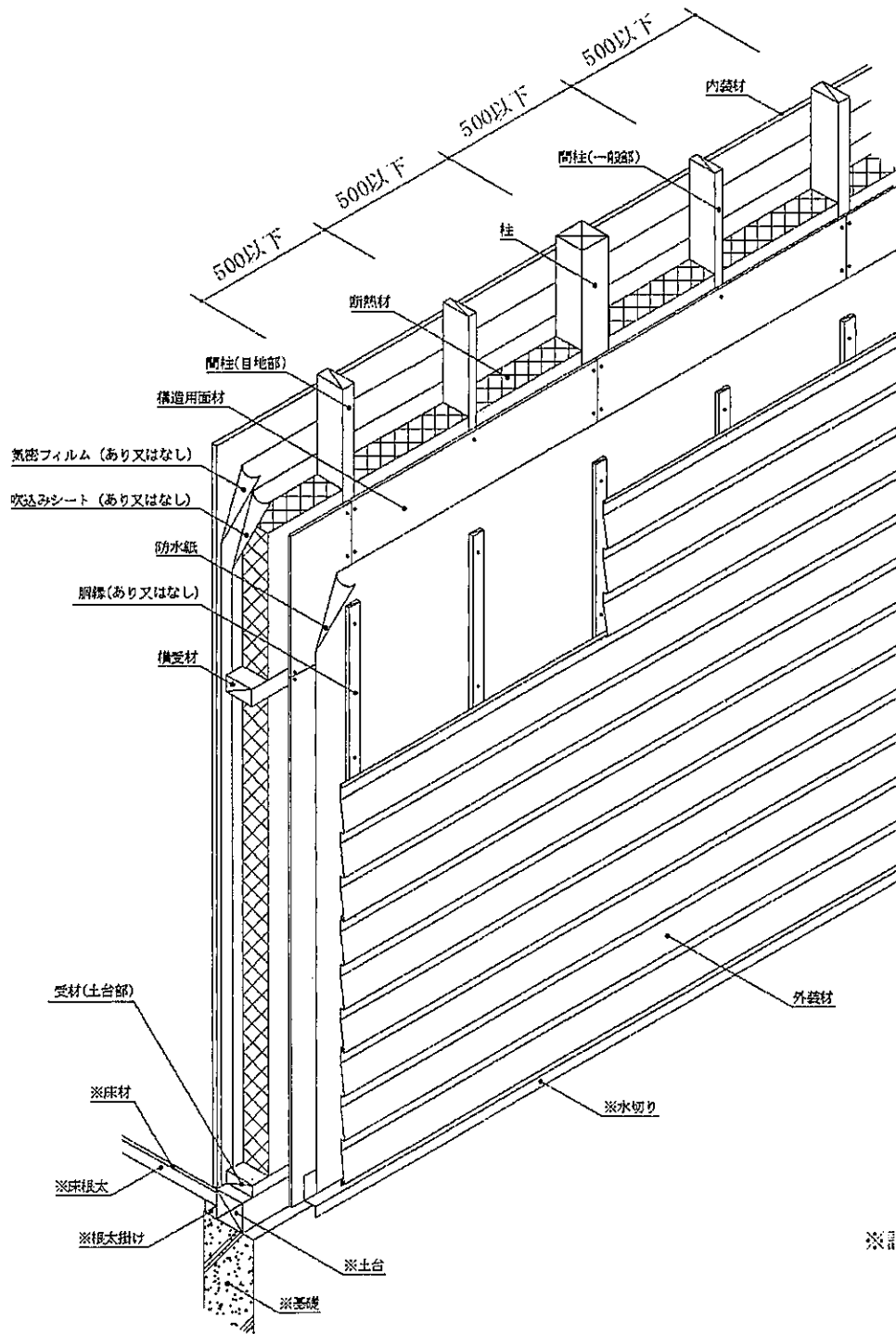


※評価対象外

透視図
 <大壁仕様・外装材縦張>
 図5 構造説明図

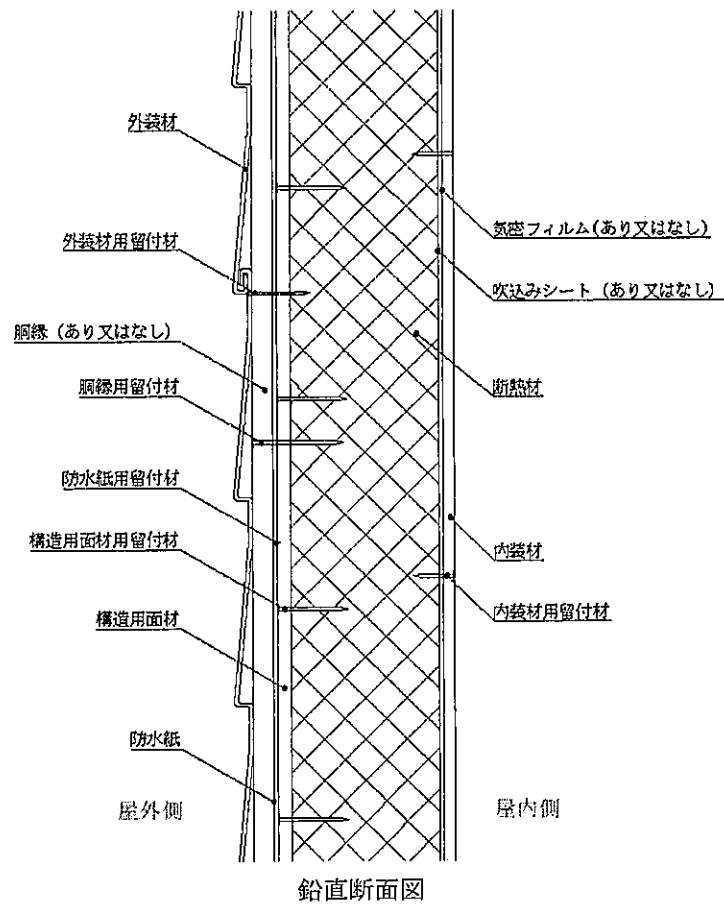
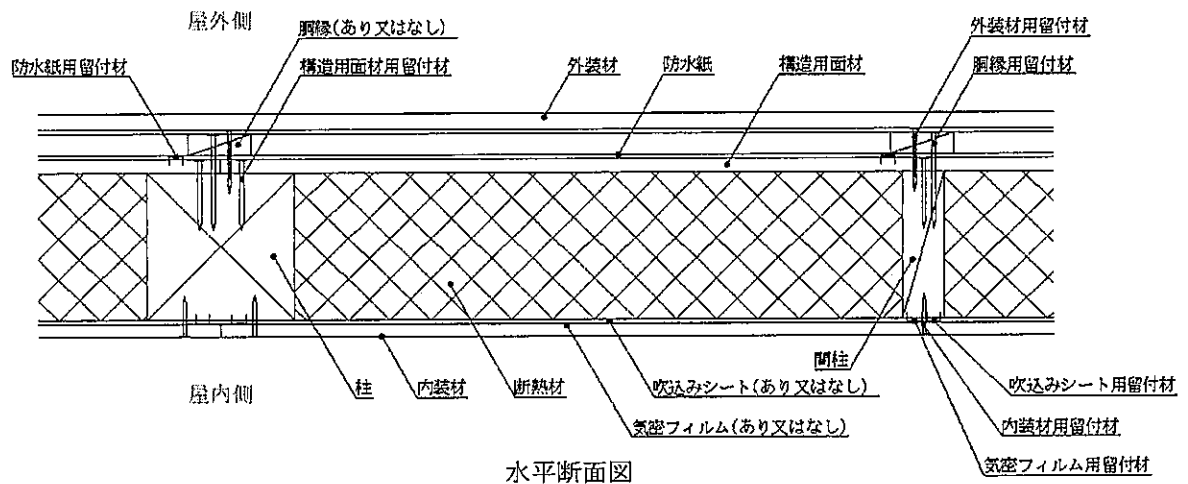


<大壁仕様・外装材縦張>
 図6 構造説明図



※評価対象外

透視図
 <大壁仕様・外装材横張>
 図7 構造説明図



<大壁仕様・外装材横張>
 図8 構造説明図

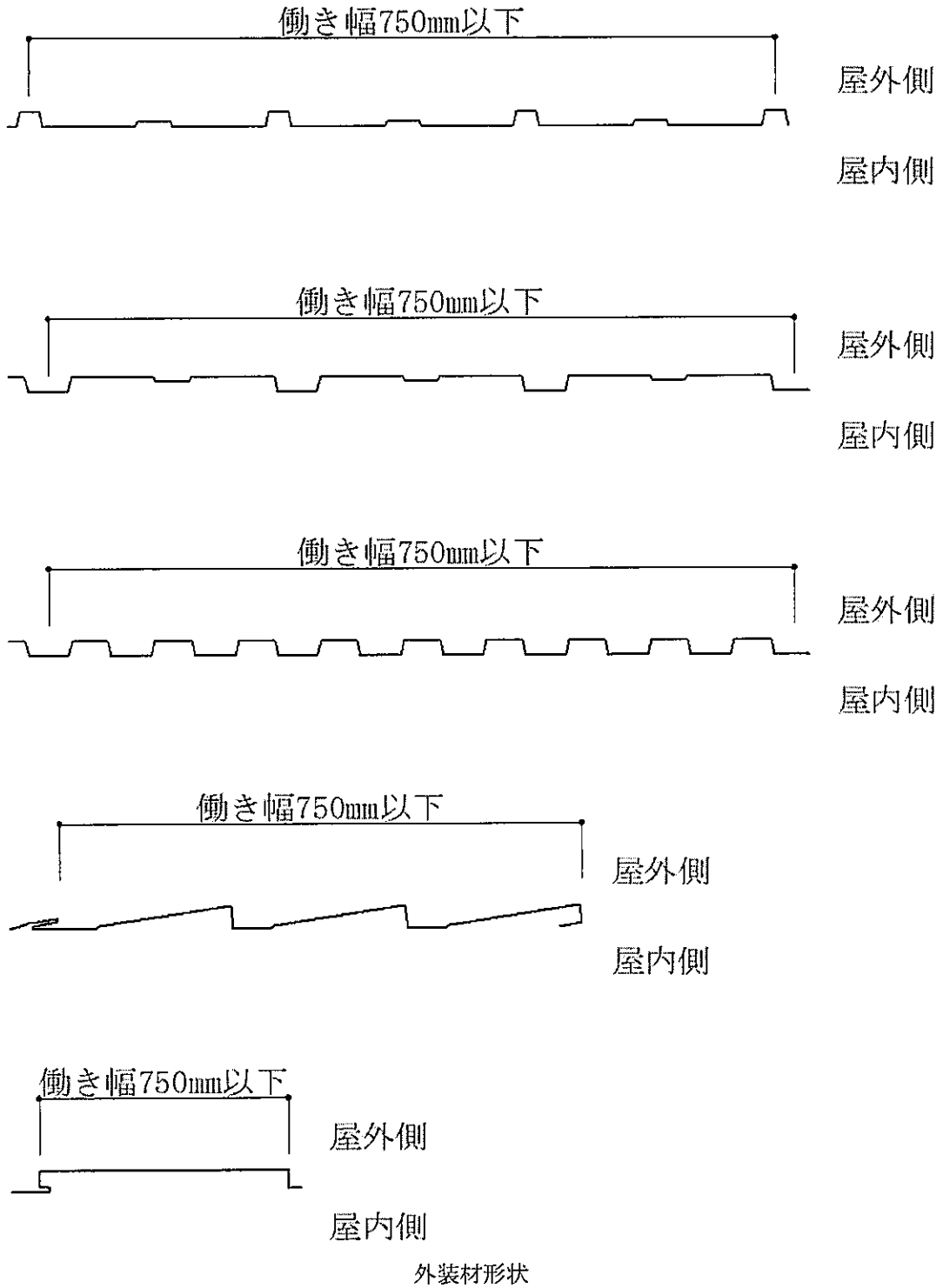


図9 構造説明図

6. 施工方法：

施工は以下の手順で行う。

(1) 柱および間柱の取付け

- ・ 柱および間柱を 500 mm以下の間隔で土台およびはりに取り付ける。

(2) 受材、横受材の取付け

- ・ 受材は必要に応じて柱、軒桁及び土台に受材用留付材で取り付ける。
- ・ 横受材は柱、間柱の間に構造用面材、内装材の水平方向接合部に用いる。

(3) 構造用面材の取付け

- ・ 構造用面材は、構造用面材用留付材を用いて柱、間柱、横受材(使用する場合)等に固定する。

(4) 防水紙の張付け

- ・ 防水紙は横張り又は縦張りとし、重ね代縦横共に 90mm 以上とり、金属製のステーブル等を用いて構造用面材の表面に張付ける。張付ける際はできるだけたるみ、しわのないように張付ける。

(5) 胴縁の取付け

- ・ 胴縁は、胴縁用留付材を用いて、防水紙の表面に取り付ける。胴縁寸法で不陸のないように調整する。

(6) 外装材の取付け

- ・ 外装材の取付けは横張り又は縦張りとし、外装材用留付材を用いて胴縁に留付ける。
- ・ 胴縁を設けない場合は、柱、間柱又は横受材に留付ける

(7) 吹込みシートの張付け

- ・ 吹込みシートの張付け位置は裏張り(屋内側)とする。
- ・ 吹込みシートは横張り又は縦張りとし、上下左右の重ね代を 100 mm以上とする。
- ・ 金属製のステーブル等を用いて、できるだけたるみやしわのないように留付ける。

(8) 気密フィルムの張付け(気密フィルムを用いる場合)

- ・ 気密フィルムは横張り又は縦張りとし、上下、左右の重ね代を 100 mm以上とする。
- ・ 柱、間柱、受材、横受材への留付けは、金属製のステーブル等で留付ける。
- ・ 張付けはできるだけたるみ、しわのないようにする。

(9) 断熱材の充てん

- ・ 内装材を取付ける前に、断熱材を壁体内部に充てんする。
- ・ 王子製袋株式会社、日本製紙木材株式会社、吉水商事株式会社及び株式会社デコスがそれぞれ定める施工マニュアルに示された通りに施工面積、設計厚さ、設計密度から吹込み重量を算出し施工することで厚さと密度を管理する。

(10) 内装材の取付け

- ・ 内装材は内装材用留付材を用いて柱、間柱及び受材(横受材)に留付ける。
- ・ 真壁造の柱の欠き込み仕様の場合は柱の欠き込み部に内装材をはめ込む。

認定を取得された方へ

- 1 . 認定書は、標題に「認定書」と書かれた文書と「別添」と書かれた文書で構成されています。この二つを大切に保存してください。
- 2 . 認定を取得した製品等を製造・施工等するときは、「別添」に記載された仕様等（認定仕様等）から外れ大臣認定不適合とならないよう、十分ご注意ください。
- 3 . また、製品等の設計や生産体制、調達先等の変更を行おうとする場合は、あらかじめ、認定の前提となる性能評価を行った指定性能評価機関にご相談ください。

国土交通省住宅局建築指導課